

栗東市産後ケア事業のご案内



このようなお悩みや心配はありませんか？栗東市では、産後の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう産後ケア事業を行っています。県内委託施設にて、お母さんの体調等や子育ての悩みに合わせて必要とするケアやアドバイス等を行います。

加えて、流産や死産をされた方への心身の負担を軽減するためにも利用できます。

利用対象者

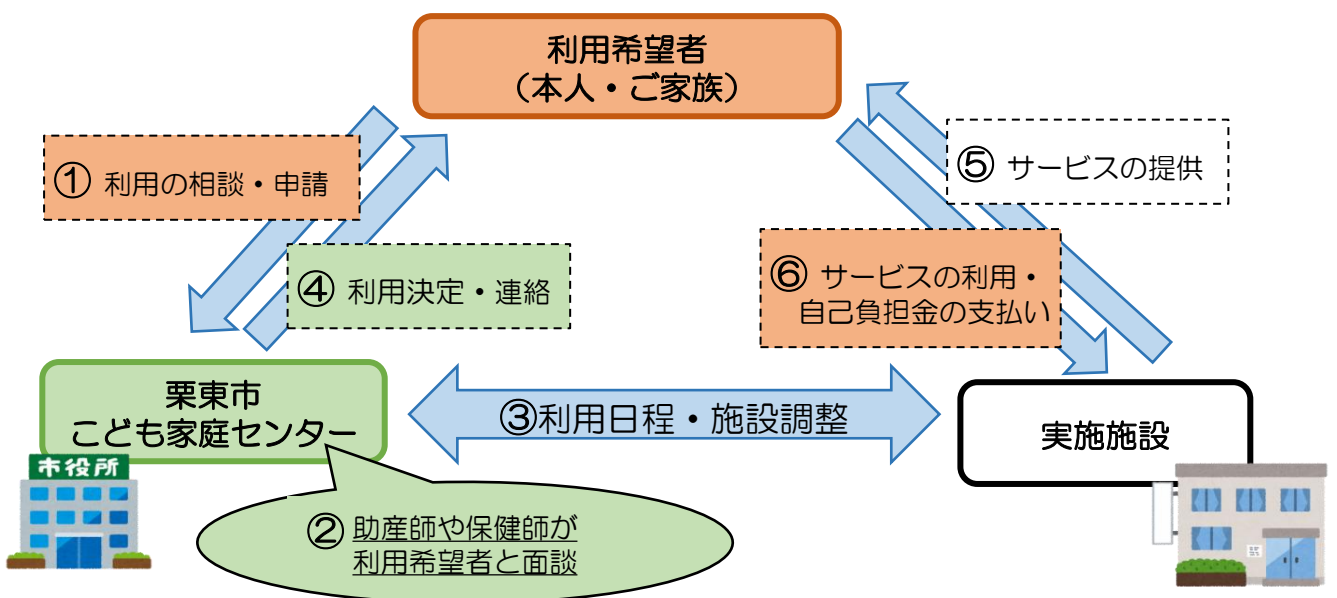
栗東市に住民票がある産後1年以内のお母さんと赤ちゃん
(流産や死産をされた方も含む)



※注意事項 ・産後にお母さんおよび赤ちゃんに治療が必要な場合は利用できません。
・赤ちゃんだけをお預かりする事業ではありません。お母さんと赤ちゃんと一緒に過ごしながら心身のケアや育児等の助言、相談を実施する事業となります。

産後ケア利用の流れ

- ・産後ケアを利用希望される場合は、栗東市子ども家庭センターへまずはご相談ください。
- ・利用希望者と助産師や保健師が面接を行い、実施施設との調整を行います。
- ・利用が決定しましたら、「利用承認通知書」を交付しますので、実施施設に持参していただきサービスをご利用いただきます。自己負担金については、直接実施施設へお支払いください。



※利用までお時間をいただきますので、お早めにお申し込みください。
※産後ケア利用後には、栗東市子ども家庭センターよりお電話や訪問をさせていただきます。

詳細は裏面へ

産後ケア事業の内容について

サービスの種類	短期入所型 (ショートステイ) 1日：24時間以内	通所型 (デイサービス) 8時間	居宅訪問型 (アウトリーチ) 2時間
内容	出産後のお母さんの心身のケア（産後の体調管理に関する助言、相談等） 赤ちゃんの身体のケア（授乳・沐浴に関する助言、相談等） 育児に関する助言、相談 等		
対象期間	産後1年まで (4か月以降は実施施設が 限られます)	産後1年まで	産後1年まで
実施施設	滋賀県内の産後ケア事業施設基準を満たす施設 (別紙、ホームページ参照)		
	施設の空室等の状況により、希望通りの日程や施設が利用できない場合がありますのでご了承ください。		
自己負担金	5,700円/泊	1,700円/日	500円/日
	※上記の金額とは別に、食事代がかかります。 ※生活保護世帯・市民税非課税世帯の方は申請により自己負担金が免除になります。		
利用日数	短期入所型、通所型、居宅訪問型併せて、通算7日以内		
申し込み方法	<u>まずは、栗東市こども家庭センター母子保健係までご相談ください。</u> <u>(医療機関への直接のお問い合わせはご遠慮ください)</u> 助産師や保健師が産後ケアの利用について、 ご案内させていただきます。		



<お問い合わせ・お申し込み先>

栗東市こども家庭センター 母子保健係

住所：栗東市安養寺190番地

栗東市総合福祉保健センター(なごやかセンター)内

TEL:077-558-8670 FAX:077-554-6101

受付時間：月～金曜日(祝祭日・年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分